

5月は「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」です

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成される首都圏自転車安全利用対策協議会では、5月を「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」とし、自転車の安全利用を促進する実効性のある取組として、一斉に啓発活動を実施します。

川崎市では、自転車の安全利用を促進するため、市内各所で啓発活動を実施します。

各区の取組等

各区において、チラシや啓発物を配布し、自転車の安全利用を呼び掛ける自転車マナーアップキャンペーン等を実施します。各区の実施内容は別紙「各区・地区キャンペーン等一覧」を参照ください。

また、本市独自の取組として、自転車交通事故多発地域※を中心に「自転車マナーアップ指導員」が巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しています。

※市内では、川崎区・幸区・中原区・高津区・多摩区の5区が指定されています(令和5年度)。

今年度の重点項目

- (1) 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- (2) 自転車点検整備の促進
- (3) 自転車損害賠償責任保険への加入促進



自転車の安全運転を呼び掛けます。

守りましょう！自転車の基本的な通行ルール

「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則、左側通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

自転車点検整備の促進



自転車損害賠償責任保険等への加入は義務です！

神奈川県条例により、市内で自転車に乗る人は自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっています。

自転車事故の高額賠償事例

約9,500万円 (平成25年7月神戸地方裁判所)

事故を起こし、相手に怪我をさせると高額な賠償金の支払いを命じられることがあります。

問合せ

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 山根
電話 044-200-2354

(別紙)各区・地区キャンペーン等一覧

※キャンペーンの詳細については、各区役所・支所へ直接問合せください。

区・地区名	キャンペーン名等	実施予定日 (2024年)	実施場所	概要	問合せ先
川崎区 中央地区	自転車マナーアップキャンペーン	5月9日(木)	JR川崎駅北口・京急川崎駅前周辺	自転車利用者へ交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけながら、啓発物を配布。また、警察官による交通ルールの指導を実施。	川崎区役所危機管理担当 田村 電話:044-201-3112
川崎区 大師地区	地域巡回広報活動	5月10日(金)	川崎区大師地区管内	公用車で音源を流し、自転車のマナーアップを呼びかける。	川崎区役所大師支所 区民センター 鈴木 電話:044-271-0135
川崎区 田島地区	地域巡回広報活動	5月10日(金)	川崎区田島地区管内	公用車で音源を流し、自転車のマナーアップを呼びかける。	川崎区役所田島支所 区民センター 松元 電話:044-322-1966
	小中学校・PTAへの啓発物配布	5月中	川崎区田島地区各小中学校	交通安全教室開催時に参加されたPTA等向けにチラシを入れた啓発物を配布する。	
幸区	自転車マナーアップキャンペーン・ 自転車街頭点検	5月22日(水)	ラゾーナ川崎プラザ駐輪場	自転車利用者へチラシと啓発物を配布して自転車事故防止と交通安全を呼びかける。また、整備不良を起因する事故を未然に防ぐため、自転車の街頭無料点検を実施するとともに、反射材の取り付けを行い事故防止を図る。	幸区役所危機管理担当 横田 電話:044-556-6658
中原区	自転車マナーアップキャンペーン	5月7日(火)	渋川 桜橋	朝の通勤・通学の時間帯に自転車の通行量が多い渋川において、交通ルールの遵守とマナーアップを呼びかける。	中原区役所危機管理担当 青柳 電話:044-744-3158
	自転車マナーアップキャンペーン	5月20日(月)	法政通り	帰宅中の生徒や通行する自転車利用者に対して、運転マナーの向上と安全運転を呼びかける。	
高津区	早朝街路指導	5月1日(水)	溝口交差点 津田山陸橋交差点 樫ヶ谷交差点	朝の通勤・通学時間帯に幹線道路の主要交差点において、歩行者、自転車利用者、自動車利用者に街頭指導を行う。	高津区役所危機管理担当 上條 電話:044-861-3180
	まちかど交通安全アピール活動	5月15日(水)	東二子交差点 坂戸踏切交差点	通行量の多いまちかどに立ち、通行する歩行者・自転車・車両等に交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかける。	
	公共施設における広報活動	期間中	高津区役所、橋出張所、プラザ橋、 高津市民館、道路公園センター	区役所等公共施設におけるポスター掲示により、自転車交通マナーアップの普及啓発を行う。	
宮前区	県民交通安全の日交差点監視	5月2日(木)	野川小学校入口交差点	歩行者・自転車利用者に対して、のぼり旗や啓発物の配布、街頭広報等により、自転車の運転マナーの向上と交通ルールの遵守を呼びかける。	宮前区役所危機管理担当 島崎 電話:044-856-3146
	高齢者交通安全の日交差点監視	5月15日(水)	鷺沼駅前(宮前地区) 神木本町交差点(向丘地区)	歩行者・自転車利用者に対して、のぼり旗や啓発物の配布、街頭広報等により、自転車の運転マナーの向上と交通ルールの遵守を呼びかける。	
	のぼり旗の掲出による啓発	期間中	宮前区役所 向丘出張所	宮前区役所、向丘出張所において、のぼり旗を掲出し、来庁者に対し自転車の交通安全を呼びかける。	
多摩区	自転車マナーアップキャンペーン	期間中	区内の管理事務所のある 駐輪場(8か所)	契約更新者へ啓発チラシ等を配布。	多摩区役所危機管理担当 林 電話:044-935-3127
	区内の掲示板等を使用した広報活動	期間中	協力団体の掲示板、窓口等	各協力団体掲示板・窓口におけるポスター掲示。	
	区内学校への 自転車マナーアップポスターの配布	期間中	区内小学校・中学校・高校・大学	区内の学校にポスター掲示。	
	保育園・幼稚園への 自転車マナー啓発チラシの配布	期間中	区内の保育園・幼稚園	区内保育園・幼稚園の新入園児保護者へ啓発チラシ配布。	
	交通安全標語のぼり旗の展示	5月16日(木)~ 5月31日(金)	多摩区役所1階アトリウム	区内小学校の3年生に募集した自転車のルールやマナーに関する交通安全標語の令和5年度最優秀作品が印刷されたのぼり旗を多摩区役所1階アトリウムに展示。	
麻生区	自転車マナーアップ強化キャンペーン①	5月9日(木)	エルミロード駐輪場付近	エルミロード駐輪場の利用者に対して、啓発物の配布と自転車マナー向上の呼びかけを行う。	麻生区役所危機管理担当 石垣 電話:044-965-5372
	自転車マナーアップ強化キャンペーン②	5月15日(水)	柿生駅前駐輪場(オダクル柿生第3)	柿生駅前駐輪場の利用者に対して、啓発物の配布と自転車マナー向上の呼びかけを行う。	
	自転車マナーアップ強化キャンペーン③	5月22日(水)	新百合ヶ丘駅周辺 自転車等駐車場第1施設	市営駐輪場の利用者に対して、啓発物の配布と自転車マナー向上の呼びかけを行う。	
	自転車マナーアップ強化キャンペーン④	5月29日(水)	麻生区役所駐輪場	麻生区役所駐輪場の利用者に対して、啓発物の配布と自転車マナー向上の呼びかけを行う。	
	市営駐輪場 のぼり旗広報	期間中	麻生区内市営駐輪場 (新百合ヶ丘・百合丘・柿生・ 鶴川・はるひ野)	麻生区内の市営駐輪場に交通安全のぼり旗を設置。	